

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
 新大阪NKビル601号
 TEL (06) 6885-3990
 FAX (06) 6885-3991
 URL <http://www.ep-support.com/>
 E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

リーダー 伊庭正康著「できるリーダーはこれしかやらない」PHP研究所によれば、①細かすぎる指示はしない。リーダーとしての責任感を「目先のこと」ではなく、「部下を成長させること」に向けよう。②トップダウンとボトムアップの使い分け。あくまで、方針はトップダウンで決め、方法はボトムアップに任せる。③「放任」しない。「任せる」と「放任」の違いを意識する。④「ほめどころ」を知る。結果や努力だけでなく、能力や内面もほめる。⑤目標設定の工夫。部下の7割が達成できる程度の目標を設定し、達成、未達成を明確にすることが重要。これが、部下の力を引き出し、高めるコツであるとしています。（みずほワン）

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁の民間給与実態調査によると、1年を通じて勤務した給与所得者5,078万人のうち、年末調整を行った人は4,697万人（92.5%）で、そのうち、配偶者控除又は扶養控除の適用を受けた人は1,276万人（27.2%）、扶養人員のある人1人当たりの平均扶養人員は1.42人となっています。



北アルプス(長野)

小川秀一/オアシス

マイナポータル連携による 確定申告

□マイナポータル連携

マイナポータル連携とは、所得税の確定申告手続において、マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括して取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。

□取得可能な控除証明書

マイナポータル連携を利用して控除証明書等のデータを取得するには、控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要となります。マイナポータル連携で取得可能な控除証明書等、発行主体は次のとおりです。

(1)保険料控除証明書

生命保険会社22社、損害保険会社11社、共済4団体、日本年金機構、国民年金基金連合会

(2)小規模企業共済等控除証明書

国民年金基金連合会 (iDeCo)、独立行政法人中小企業基盤整備機構

(3)住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (住宅金融支援機構)

(4)寄附金受領証明書・寄附金控除証明書

ポータルサイト7事業者、一部の地方団体

(5)特定口座年間取引報告書

証券会社38社

(6)公的年金等の源泉徴収票

日本年金機構、共済8団体

(7)医療費通知情報

□給与所得の源泉徴収票

令和5年分の確定申告から、会社が給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出している場合には、給与所得の情報が自動で入力されることになりました。税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超える人などですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合には、自動入力の対象となります。

ただし、会社が給与所得の源泉徴収票を提出



○江戸時代「御毒見役」が本当にいたかどうか判然としない。ただ、「定本江戸大奥」という本に、毒殺を避けるため将軍夫人用の御膳は十人前調理し、二膳は中年寄等の御毒見用、将軍夫人には三膳を提供し、将軍夫人はそのうち二膳にランダムに箸をつけ、残りは周囲の者が食べたという。大名の細川家では、毒見をするのは調理をした者と御膳を運ぶ者であった。



していない場合、紙ベースで提出している場合は、対象外です。

□準備するもの

マイナポータル連携のためには、①マイナンバーカードとパスワード (利用者証明用電子証明書のパスワード・数字4桁と署名用電子証明書のパスワード・英数字6文字～16文字)、②マイナンバーカードの読取機能のあるスマートフォン又はICカードリーダーライターが必要となります。

□事前準備手続き

マイナポータル連携を利用するためには、次のとおり事前設定が必要となります。

(1)マイナポータル登録(マイナポータルの開設)

(2)「確定申告の事前準備」ページにアクセスして、取得したい証明書等を選択

(3)マイナポータルとe-Taxを連携した上で、マイナポータルと民間送達サービス (e-私書箱など) やねんきんネットと連携

(4)民間送達サービスと証明書等を発行する企業と連携

□家族分の証明書等の取得

家族 (被代理人) 分の証明書等を取得する場合には、代理人の設定をする必要があります。

自筆証書遺言書の 保管制度とその変更点

□「自筆証書遺言書保管制度」とは

自筆証書遺言書保管制度は、これまで自宅で保管されることの多かった自筆証書遺言書の紛失、改ざんや相続人に発見されないおそれなどの問題点を解消しており、「安心」「簡単、安価」「親切」な制度です。法務局（遺言書保管所）で保管するという選択肢が増えたことによって、より安心して自筆証書遺言書を作成することができるようになりました。

□指定者通知とは

この遺言書保管制度における指定者通知とは、遺言者から申出があった場合に遺言者の死亡後、遺言者が指定した人に対して遺言書が保管されていることを通知するシステムです。仮に遺言者が遺言書保管所に遺言書を保管していることを誰にも伝えずに亡くなった場合でも、指定者

通知を受領した人にその事実が伝わるため、結果としてその他すべての相続関係人等にも遺言書が保管されていることが通知される制度です。

□今回の変更点

この指定者通知の対象者に指定できるのは、これまでの遺言者の推定相続人、受贈者等、遺言執行者等のうち一人に限定されていました。しかし、指定された対象者が転居している場合などを踏まえ、人数や対象者を広げるべきではないかとの指摘がありました。

そこで、令和5年10月2日から指定者通知の運用が変更され、通知の対象者を「遺言者の推定相続人、受贈者等、遺言執行者等」に限定せず、人数も3人まで指定することが可能となりました。すでに対象者を一人に限定している場合も、対象者の追加が可能です。

“争族”を回避するために自筆遺言書を活用するケースが増加しており、遺言書保管制度についても徐々に増え、令和2年7月の制度開始からの保管件数は約6万件となっています。

ナマの税務相談室

Q お寺の境内敷地は、父住職の個人所有で、本堂・庫裏等の建物は長男住職の個人所有です。宗教法人は隣接地に墓地・駐車場を所有しています。

宗教法人と個人間における家賃・地代の授受はありません。

使用貸借で行っています。

以上のケースで、相続税法上（贈与も含む）境内地及び本堂・庫裏は非課税財産となりますか否か、ご教示ください。

A 相続税法第12条第2項第3号の非課税財産は「宗教・・・その他の公益を目的とする事業を行う者で相続税法施行令第2条に規定するものが相続等により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの」と定められております。

質問の事例の不動産の所有者が個人で、これを宗教法人に使用貸借契約で貸付している場合

宗教事業の用に供する 土地等と非課税財産

には、当該個人は、「個人が宗教を目的とする事業を行う者」には該当しませんので、その貸付先（宗教法人）が当該不動産を宗教事業の

用に供していたとしても、当該個人が行う宗教の用に供したことにはなりません。

従って、当該不動産に対する固定資産税の課税が非課税であったとしても、当該不動産は相続税法第12条第1項第3号に規定する非課税財産には該当しないものと考えます。

税金というのはなんらかの経済的価値を生み出すところに課税されるわけですが、宗教活動は経済的価値を生み出す性質のものではないという考え方から非課税扱いにされています。

また、登記簿上に「境内地」「境内建物」と記載されていれば、それだけで非課税になるわけではありません。

税法は、すべて実質、実体が課税判断基準です。

ナマの税務相談室

家族の社会保険料の 支払いと社会保険料控除

居 住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額は、その居住者のその支払い年分の所得控除の対象となります。本人名義でない家族名義の社会保険料も控除対象に出来るという事です。生計を一という要件なので、扶養親族に該当しなくても差し支えありません。支払った人の所得控除となるので、家族名義の社会保険料をそれぞれの家族の所得となる年金や給与から天引きされているものは、対象にはなりません。

会 社員の方でも、生計を一にしている配偶者や子供(20歳以上の学生等)又は親

などの国民年金保険料や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金基金掛金などを支払ったような場合にはこれに該当します。過去何年分かをまとめて支払った場合でも、その年中の支払額はその支払年の控除の対象となります。

な お、学生には、申請により在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。この場合、社会人になって稼ぐようになってから、猶予を受けた保険料を自主的に納付(追納)することができます。追納分も追納時の社会保険料控除の対象となります。会社員であれば、勤務先での年末調整による社会保険

料控除の対象になります。社会保険料控除には上限がありません。そのため、実際に納付した保険料が所得金額から全額控除されます。

国 国民年金保険料を支払う場合は、前納制度にも注目すべきです。今年のある月から来年3月分までの保険料をまとめて納付することもできます。来年分の保険料が含まれていても、今年支払ったものは、今年社会保険料控除の対象に出来ます。前納の月数に応じた割引率で保険料減額の特典も受けられます。

国 国民年金保険料の前納制度では、2年先の3月分までの支払いを済ませることも可能で、その場合も、支払全額をその支払年の社会保険料控除の対象にすることができますが、3年に亘る各年分の保険料に該当する額を各年に控除するという方法も選択可能となっています。

「絵暦の二月の色のさびしけれ 登四郎」
閏年の今年、1日多いといっても、短い2月、税務繁忙期の真只中です。寒中、健康に充分留意して下さい。気が付けば、春は隣に。
「八重樫漁港 二月の風鳴れど 秋櫻子」
「二月には二月のみどり 露の臺 比奈夫」
「寸ほどの筒買って二月かな 真砂女」
4日立春、19日雨水。



夢なき者に成功なし (吉田松陰)

【訂正】1月号3頁上「年収の壁」の記事について、「130万円を超えた場合」とあるのは、「130万円以上の場合」、「130万円以下」とあるのは、「130万円未満」の誤りですので訂正いたします。

2月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)	13日	○1月分個人住民税特別徴収分の納付	
○1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	16日より		
○所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月15日まで)	29日	○12月決算法人の確定申告	
○12月決算法人の確定申告	々	○6月決算法人の中間(予定)申告	
○6月決算法人の中間(予定)申告	(地方条例による)	○固定資産税、都市計画税の納付	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。